

刑事弁護活動に対する違法な攻撃を許さない会長声明

広島高等裁判所に現在係属中の殺人等被告事件（いわゆる光市事件）に関して、さきに日本弁護士連合会宛てに、被告人弁護団を脅迫する書面等が届けられた。また、報道によると、類似のものが、新聞各社にも送付されたとのことである。このような行為は、弁護活動を、暴力と脅迫によって否定しようとする違法・卑劣な攻撃であって、断じて許すことができない。

この事件は、母親と幼い子どもの命が奪われた痛ましい事件であり、遺族の方の心情も察するに余りある。また、社会の関心も集まっている。

しかしながら、被告人の弁護人依頼権その他の適正な手続を受ける権利は、社会の関心がどのようなものであるかにかかわらず、十分に保障されなければならない。

憲法第37条3項は、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる」と規定する。

刑事被告人には、いかなる場合でも、弁護人を依頼する権利が保障され、十分な防御の機会が与えられなければならない。これは、憲法31条の適正な手続により刑事裁判を受けるために不可欠の権利を保障するものであり、その他の被告人の権利とともに十分に護られなければならない。このような被告人の権利を保障することは、ひいてはすべての国民の適正な裁判を受ける権利、適正な手続を受ける権利を保障することにつながる。これは、冤罪等の不当な処罰を防止するために人類が歴史を通じて確立してきた大原則である。この原則は、いかなる時代であっても、実現されなければならない。同時に、刑事被告人の権利・利益を擁護し、国家の刑罰権の適正な行使を求める弁護人らの弁護活動の自由も、十分に保障されなくてはならない。

しかし、時として、被害の悲惨さなどに注目するあまり、刑事被告人の権利、及び、刑事弁護に対する誤解をまねき、弁護人の弁護活動に対する妨害や干渉、さらには暴力の行使も存在する。

そのため、国連の「弁護士の役割に関する基本原則」は、第1条において、人権と基本的自由を適切に保障するため、「すべて人は、自己の権利を保護、確立し、刑事手続のあらゆる段階で自己を防御するために、自ら選任した弁護士の援助を受ける権利を有する」と定め、第16条において「政府は、弁護士が脅迫、妨害、困惑あるいは不当な干渉を受けることなく、その専門的職務をすべて果たし得ること、自国内及び国外において、自由に移動し、依頼者と相談し得ること、確立された職務上の義務、基準、倫理に則った行為について、弁護士が、起訴、あるいは行政的、経済的その他の制裁を受けたり、そのような脅威にさらされないことを保障するものとする」と定めている。

当会は、今回の脅迫行為に対し、強く抗議するとともに、憲法の要請する弁護活動の自由を保障するため、刑事弁護にかかわるすべての弁護人が、このような脅迫行為に屈することなく、その職責を全うできるよう最大限支援をしていくものである。

また、広く市民に、刑事被告人の憲法上の権利、及び刑事弁護の意義・重要性についての共通の理解を求め、不断の努力を行う決意であることをここに表明する。

2007年（平成19年）8月22日

兵庫県弁護士会

会長 道上 明